全国公立高等学校事務職員協会会則

昭和３１年８月２日　決議

昭和３１年８月２日　施行

第　１　章　　総　　則

（名称）

第　１　条　　本会は、全国公立高等学校事務職員協会（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

第　２　条　　本会は、会員相互の緊密な連携のもとに、学校経営と事務管理の研究並びに会員の資質向上を図り、もって学校教育効果の進展に寄与することを目的とする。

（事業）

第　３　条　　本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

① 学校経営と事務管理に関する研究

② 会員の教養と資質向上に関する事業

③ 研究大会の開催

④ その他本会の目的達成に必要な事業

（事務所）

第　４　条　　本会の事務所は、会長在任校に置く。

第　２　章　　組　　織

（会員）

第　５　条　　本会の会員は、全国公立の高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校に勤務する事務職員並びに事務に従事するその他の職員をもって構成する。

（運営）

第　６　条　　本会の運営は、本会則によるほか別に定める規則による。

（支部及び都道府県市協会）

第　７　条　　本会は別表のとおり地方に支部及び都道府県市に都道府県市協会を置き、それぞれに支部長、協会長を置く。

２　　支部及び都道府県市協会は、支部規則又は都道府県市協会規則を定め、改廃した時は、会長に報告する。

第　３　章　　役員、顧問及び相談役

（役員）

第　８　条　　本会に次の役員を置く。

会長　　副会長　　１２名以内　　会計　　１名

監事　　２名　　常任理事　　３０名以内

（役員の任務）

第　９　条　　役員の任務は次のとおりとする。

①　会長は、会務を総理し、機関を招集し、本会を代表する。

②　副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代わる。

③　会計は、本会の会計を掌る。

④　監事は、本会の事業及び会計を監査する。

⑤　常任理事は、本会の会務を分掌処理する。

（役員選出）

第　10　条　　本会の会長・副会長及び監事は、総会において選出する。

２　　会計及び常任理事は会長が指名する。

３　　全国大会開催地実行（準備）委員長は総会の承認により本会の副会長を兼ねる。

４　　第７条に定める支部長は総会の承認により本会の副会長を兼ねる。

（役員の任期）

第　11　条　　本会の役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

（顧問及び相談役）

第　12　条　　本会に顧問及び相談役を置くことができる。

２　　顧問は、会長が全国理事会の承認を経て前会長を委嘱する。

３　　相談役は、会長が会長経験者を委嘱する。

４　　顧問及び相談役は、会長の諮問に応ずる。

第　４　章　　機　　関

（議決機関）

第　13　条　　本会に次の機関を置く。

①　総会　　②　全国理事会

２　　総会、全国理事会は定数の過半数により成立し、その議決は出席者の過半数による。可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会）

第　14　条　　総会は本会の最高議決機関で代議員をもって構成する。

２　　代議員は、各都道府県市協会から選出された者をもって充て、代議員定数は、各都道府県市協会の加盟校数による。５０校未満は２名、５０校以上１００校未満は４名、１００校以上２００校未満は６名、２００校以上は８名とする。

３　　総会は、毎年１回開催する。ただし、全国理事会の要求があったとき、もしくは会長が必要と認めたときは臨時に開くことができる。

４　　総会の議決事項は、次のとおりとする。

①　会則の改廃　　②　事業計画の審議及び事業報告の承認

③　予算の審議及び決算の承認　　④　役員の選任と承認　　⑤　その他重要事項

（全国理事会）

第　15　条　　全国理事会は、総会に次ぐ議決機関で、都道府県市協会長で構成する。

２　　全国理事会は、毎年２回以上開催し、次の事項を審議する。

①　総会に付託する議案の審議　　②　本会則施行のため必要な諸規則の制定、改廃

③　役員候補者の受理　　④　その他必要な事項

（執行機関）

第　16　条　　本会に次の執行機関を置く。

①　常任理事会

（常任理事会）

第　17　条　　常任理事会は、会長・副会長・会計・監事及び常任理事をもって構成する。

２　　常任理事会の運営に関しては、別に定める。

第　５　章　　研究大会

（研究大会）

第　18　条　　研究大会は、毎年１回以上全国及び地方ごとに開くものとし、全国研究大会は、総会と同一時期に、同一会場で開くものとする。

２　　研究大会の出席者は、参加費及び資料費を納入するものとする。

（研究発表）

第　19　条　　本会の会員は、研究大会において発表し、その討議に加わるものとする。

第　６　章　　会　　計

（収入及び経費）

第　20　条　　本会の経費は、会費・補助金・その他の収入をもって充てる。

２　　会費は、高等学校、中等教育学校、高等専門学校は１校当たり年額３，０００円、定時制単独校、通信制単独校、定時制・通信制併置校、特別支援学校は１校当たり年額２，５００円とする。ただし、事業推進のため必要あるときは、全国理事会の議決により、臨時に会費を徴収することができる。

（会計年度）

第　21　条　　本会の会計年度は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。ただし、総会において予算案が承認されるまでの間は、例年執行される経常的な収支については、常任理事会で審議の上、会長の決定において処理できるものとする。

第　７　章　　連合組織

（連合組織）

第　22　条　　本会は、全国公立小中学校事務職員研究会と連合して、全国公立学校事務職員連合協議会を構成する。

第　８　章　　その他

（褒賞）

第　23　条　　本会は、別に定める方法により特に功労のあった者を褒賞することができる。

附　則　　（昭和３１．８．３改正）

この会則は、昭和３４年８月３日から施行する。ただし、第２１条については昭和３４年に限り昭和３４年８月１日から昭和３５年６月３０日までとする。

附　則　　（昭和４４．７．３１改正）

この会則は、昭和４３年８月３日から施行する。

附　則　　（昭和４４．７．３０改正）

この会則は、昭和４４年７月３０日から施行する。

附　則　　（昭和４７．７．２６改正）

この会則は、昭和４８年８月１日から施行する。

附　則　　（昭和４８．８．１改正）

この会則は、昭和４９年７月１日から施行する。

附　則　　（昭和５０．７．２９改正）

この会則は、昭和５１年７月１日から施行する。

附　則　　（昭和５２．１０．２６改正）

この会則は、昭和５３年７月１日から施行する。

附　則　　（昭和５６．７．２９改正）

この会則は、昭和５６年７月２９日から施行する。

附　則　　（平成４．１１．３０改正）

この会則は、平成５年７月２８日から施行する。

附　則　　（平成６．７．２７改正）

この会則は、平成７年７月１日から施行する。

附　則　　（平成９．７．３０改正）

この会則は、平成１０年７月１日から施行する。

附　則　　（平成１２．８．２改正）

この会則は、平成１３年４月１日から施行する。

附　則　　（平成１５．８．８改正）

この会則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則　　（平成１７．７．２７改正）

この会則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則　　（平成１９．７．２５改正）

この会則は、平成１９年７月２５日から施行する。

附　則　　（平成２３．７．２８改正）

この会則は、平成２３年７月２８日から施行し、平成２３年４月１日から適用する。

附　則　　（平成２４．７．２６改正）

この会則は、平成２４年７月２６日から施行し、平成２４年４月１日から適用する。

（別　表）

支部名	都　道　府　県　市　協　会	協会数
北海道	北海道	1
東　北	青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島	6
関　東	茨城、群馬、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、横浜市	9
東　海	静岡、愛知、岐阜、三重、名古屋市	5
北信越	新潟、富山、石川、福井、長野	5
近　畿	滋賀、京都府、奈良、和歌山、大阪府、兵庫、京都市、大阪市、神戸市	9
中　国	岡山、広島、山口、鳥取、島根 、広島市	6
四　国	香川、徳島、高知、愛媛	4
九　州	福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄	8
合　計		５３